

大阪 21世紀の新環境総合計画

～ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市 ～

平成 27 年 6 月改訂

大阪府

○はじめに

20世紀から21世紀にかけ、私たちを取り巻く環境問題は、地域レベルに止まらず、地球規模に拡大し、深刻化しています。

日常生活や事業活動による環境への負荷は、地球温暖化の進展や生物多様性の損失など、人類の生存基盤にも関わる地球規模の環境問題を引き起こす原因となっています。

豊かで快適な生活を営むため、私たちは様々な工夫をし、その成果を享受してきましたが、その結果発生した環境問題という「負の遺産」を将来に先送りするべきではありません。

私たちは、誰もが良好で快適な環境を享受する基本的な権利を有していると同時に、次代により良い環境を引き継ぐ責務があります。

そのため、一人ひとりが環境に与える影響を自覚し行動するとともに、経済やまちづくり等あらゆる分野に環境の視点を組み込み、科学的知見に基づく新たな技術や対策等も取り入れながら、人間の活動が環境に与える影響を、最小限になるよう着実に歩みを進めていくことが重要です。

この計画に掲げた将来像や目標を、今後私たちの進んでいく方向を示す羅針盤とし、その実現に向けた施策では、常に改良を加えより良い方法を模索するとともに、新たな取組みにもチャレンジし、大阪が、豊かな自然と人の触れ合いが保たれ、景観や歴史などの文化の香りあふれる、持続可能な都市となるよう、大阪に関わる全ての人々と力を合わせて取り組んでまいります。

— 目 次 —

課題と将来像 ······ P 1

- ・大阪の環境を取り巻く課題
- ・目指すべき将来の姿（長期的視点）

計画の枠組みと全体構成 ······ P 2

目標及び施策の展開方向

- I 府民の参加・行動 ······ P 3
 - ・施策の方向
 - ・参加・行動の例
- II—1 低炭素・省エネルギー社会の構築 ······ P 5
- II—2 資源循環型社会の構築 ······ P 7
- II—3 全てのいのちが共生する社会の構築 ······ P 9
- II—4 健康で安心して暮らせる社会の構築 ······ P 11
- III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 ······ P 15
- IV 施策推進に当たっての視点 ······ P 16
 - ・環境と成長の両立にむけて
 - ・地域主権の確立・広域連携の推進
- V 計画の効果的な推進 ······ P 18

施策体系 ······ P 19

○用語集 ······ P 20

大阪の環境を取り巻く課題

大阪の環境問題は、大気や水環境、資源の循環的利用など多岐にわたっています。これらに対応するため、長年にわたり様々な取り組みを進めてきた結果、一定の改善をみてきましたが、環境に影響を及ぼす要因の中には、温室効果ガスのように、大阪だけにとどまらず、地球規模の問題を引き起こしていると報告がされているものもあります。長期的視点に立って、人口と産業が集中する地域における環境管理の模範となることを自覚し、府民の健康を保護し、生活環境を保全するためには、望ましい水準（環境保全目標）の達成・維持に向けて取り組むことはもとより、生物多様性の損失や地球温暖化の進行などの地球規模の環境問題への取り組みや、資源の循環的利用を積極的に進めることができます。

地球温暖化をストップ！

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、このまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があると報告されています。人口と産業が集中する大阪からは、温室効果ガスが多く排出されています。

⇒地球温暖化をストップさせるために、温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。

生物の多様性を守る！

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題になっています。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっています。
⇒生物多様性への理解を高め、みどりを増やし、つなぎ、広げるなど生物の生息環境に配慮した行動を拡大するとともに、身近な自然環境の保全と再生を図ることが必要です。

資源を循環的に使う！

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限です。また、人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されていますが、その容量には限界があります。

⇒リサイクル等を推進し、資源を循環的に使うことが必要です。

安全で健康的な暮らしを確保する！

大気環境や水環境は改善が進んでいますが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目があります。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもあります。
⇒大気環境・水環境を改善していくとともに、環境リスクの高い化学物質の管理を進めていくことが必要です。

魅力と活力ある快適な地域をつくる！

大阪は、多くの人が住み、働き、訪れる地域ですが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市特有の問題や、「みどりが少ない」、「雑然としている」などマイナスイメージがあります。
⇒快適な生活環境を確保し、みどりを増やし、豊かな水辺や歴史・文化をもっと活かしていくことが必要です。

目指すべき将来の姿(長期的視点)

あらゆる主体の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人とのふれあいが保たれ、魅力的な景観や歴史等の文化の香りあふれる、全ての生き物と地球に優しい都市に成長していくことが大切です。そのため、

大阪府では、あらゆる主体の参加・行動のもと、

府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市

分野毎の将来像は、
以下のとおりです。



の構築を目指します。

低炭素・省エネルギー社会

建物の高断熱化や機器の省エネ、省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が広く普及するなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

資源循環型社会

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。
また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

魅力と活力ある快適な地域

ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。



全てのいのちが共生する社会

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。

また、生息環境を回復するための取組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

健康で安心して暮らせる社会

環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身边に人と水がふれあえ、生活に潤いを与える水環境となっている。

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

計画の枠組みと全体構成

① 計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

② 計画の対象

【対象地域】

「大阪湾を含む大阪府全域」とします。

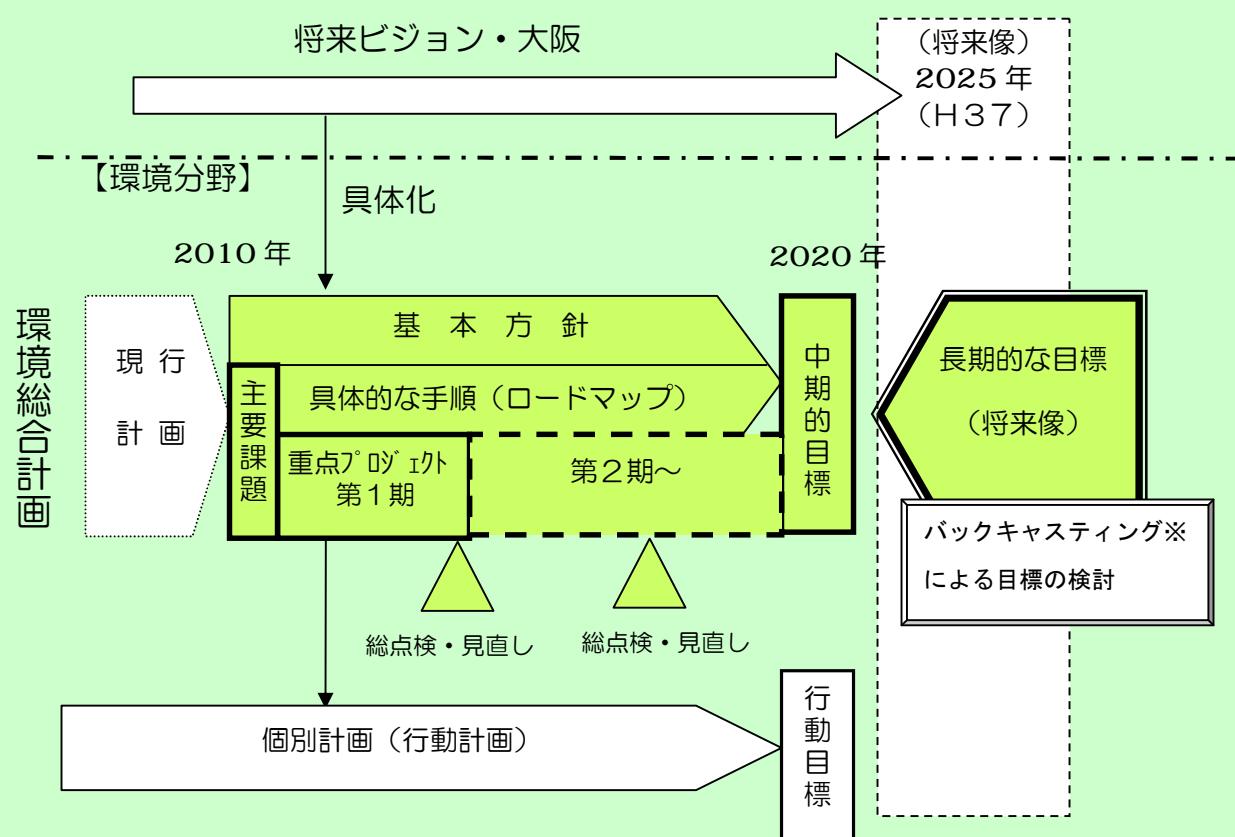
【対象とする環境の範囲】

地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壤などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。

③ 計画の期間

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、都市構造や産業等の社会のあり方や人々のライフスタイルが変革され、持続可能な経済社会システムが構築されることが必要です。

そのため、そこに至るまでの長期に渡る期間を見通し、計画の期間は2020（平成32）年度までの10年間とします。また、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。



持続可能な経済社会システムを目指して

府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進します。施策展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組みます。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進します。

環境総合計画

大阪府は、国内外の都市のなかで、持続可能な環境・経済・社会の実現に向けた先駆者の役割を担う。

※府民の参加・行動

I

低炭素・省エネルギー社会の構築

II-1

資源循環型社会の構築

II-2

魅力と活力のある快適な地域づくり

III

全てのいのちが共生する社会の構築

II-3

健康で安心して暮らせる社会の構築

II-4

相乗効果による好循環

施策推進に当たっての視点

- ・持続可能な環境・経済・社会の実現に向けて、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- ・地域主権の確立・広域連携の推進

計画の効果的、効率的な推進

IV

V

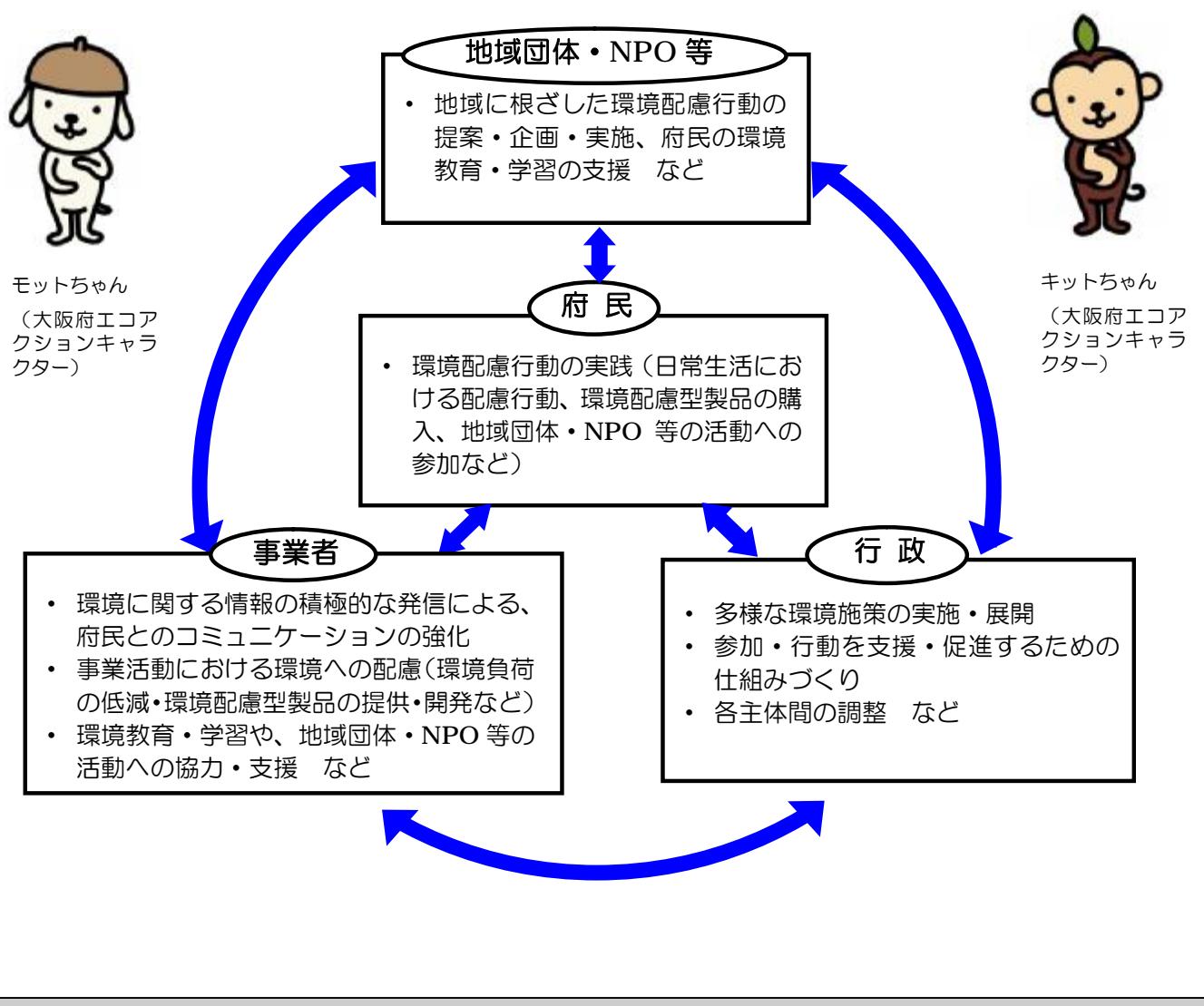
府民の参加・行動（あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向）

I

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ

- ・府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
 - ・各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- Ø 効果的な情報発信
 - Ø 環境教育・学習の推進
 - Ø 行動を支援する仕組みの充実

主な施策

■効果的な情報発信

環境問題に気付き、関心を持つことが、参加・行動の出発点となるため、府民のニーズを的確に把握した上で、様々な環境データや参加・行動につながる情報をわかりやすく効果的に発信します。

- ・環境配慮行動の実践に役立つ情報を集約した環境教育ポータルサイトを充実させます。
 - ・環境関連データの収集や調査研究を進め、その最新の情報を広く提供していきます。
 - ・ホームページや環境白書などの情報発信ツールごとに、わかりやすく効果的に情報を発信します。

■環境教育・学習の推進

環境配慮行動が社会に根ざした日常的なものとなるためには、一人ひとりの環境問題への理解と意識のさらなる向上が求められるため、子どもから大人まであらゆる世代への環境教育・学習を推進します。

- ・NPOや企業等による環境教育への支援の仕組みづくりを進めます。
 - ・教科横断型の環境教育の推進及び成果普及の機会づくり等に取り組みます。
 - ・川、海岸、農空間、森林、公園、道路等の様々なフィールドを活かした体験的環境学習プログラムを作成・普及します。

■行動を支援する仕組みの充実

環境配慮行動を促進するため、行動を支援する仕組みを充実させます。特に、行動への後押しとなるインセンティブ（動機付け）の創出につながる新たな社会・経済的手法の実現に取り組みます。

- ・企業との連携等による、府民の環境配慮行動に対する社会・経済的な支援手法の導入の検討を進めます。
 - ・製品やサービスへの環境ラベリング*などを推奨し、日常での環境配慮行動に取組みやすくします。
 - ・NPO・企業等と連携した新たな気付きに繋がるイベント等の開催を通じて、誰もが気軽に行動できる社会づくりを目指します。



環境白書



学校教育での環境教育



自然海岸での環境学羽



左ぬ池左活用！左環境學習



環境ラベリング*の例 (大阪府のリサイクル製品認定マーク)

- * 環境負荷の低減に役立つ
製品・サービスであること
をラベルで表示する制度

府民の参加・行動（皆さんの日常における参加・行動の例）

皆さんの参加と行動は、将来に引き継ぐより良い環境を保全していく大きな力になります。以下に、日常生活や事業活動の中で、皆さんのが取り組めることを例示します。

まずははじめに

- ・身近な環境についてちょっと考えてみましょう！
- ・なにが出来るか考えてみましょう！
- ・行動に移してみましょう！

地球温暖化をストップ！

[府民・事業者]

- ・不要な照明はつけっぱなしにせず、こまめに消しましょう。
- ・冷暖房の温度設定を適正にしましょう。
(温度設定の目安：冷房 28 度、暖房 20 度)
- ・使わないときはテレビやビデオなどのコンセントを抜きましょう。
- ・出来るだけ公共交通を利用するとともに、近くの移動は、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・環境負荷の少ないエコカーを導入しましょう。
- ・省エネ・省CO₂機器を選びましょう。



資源を循環的に使う！

[府民]

- ・マイバックや買い物かごを持参しましょう。
- ・過剰な包装は断りましょう。
- ・詰め替えが出来る製品を選びましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・修理できる物は出来るだけ修理して長く使いましょう。
- ・資源物（紙やペットボトルなどの再資源化が可能な物）の分別を徹底しましょう。
- ・エコマークやリサイクル製品など環境ラベルのついた製品を選びましょう。



[事業者]

- ・廃棄物は減量化とリサイクルに努め、適正処理を行いましょう。
- ・再使用、リサイクルが容易な製品の開発・生産を進めましょう。
- ・再生原料の利用を進めましょう。

生物多様性を守る！

[府民]

- ・身近な生き物を大切にしましょう。
- ・自然観察会や里山の保全活動など自然を大切にする活動に参加しましょう。
- ・ペットや外来生物等を、自然界に放さないようにしましょう。

[事業者]

- ・森づくりなど生物の生息環境を保全する活動に参加しましょう。
- ・生き物の生息環境に配慮し、事業地の緑化を進めましょう。



安全で健康的な暮らしを確保する！

[府民]

- ・駐車時のアイドリングをやめ、急発進、急加速をやめましょう。
- ・下水道や浄化施設が設置されていないところでは、食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、直接水に流さないようにしましょう。
- ・殺虫剤や洗剤など化学物質を含む製品を利用する時は、使用上の注意や使用方法を良く読み、使いすぎに注意しましょう。
- ・自然界で分解されやすい製品を使いましょう。
- ・身の回りの化学物質のリスクを正しく理解しましょう。

[事業者]

- ・環境リスクの高い化学物質の環境中への排出量を削減しましょう。
- ・環境リスクの高い化学物質を含む製品には、リスクを表示しましょう。



魅力と活力ある快適な地域をつくる！

[府民・事業者]

- ・敷地内のみどりを増やしましょう。
- ・農空間や森林を保全する活動に参加しましょう。
- ・騒音や振動、悪臭で周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。
- ・地域の伝統や歴史・文化に興味を持ち、後世に引き継いでいきましょう。
- ・清掃などの地域の環境保全活動に参加しましょう。

※取組みの中には、他の項目にも効果があるものもあります。

例示したもの以外で、皆さんがお気づきになった環境に配慮した行動にも積極的に取り組んで下さい。
また、周りの人にも呼びかけて、活動の輪を広げましょう！

低炭素・省エネルギー社会の構築

～ 地球温暖化を抑制するために ～

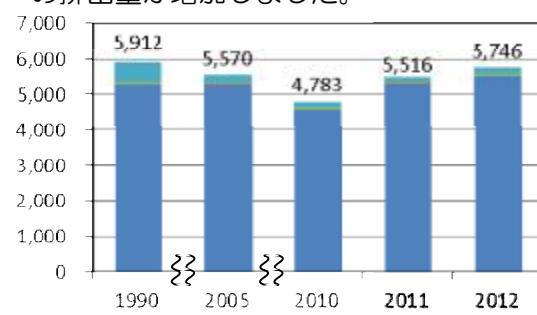
目標:2020年

○ 温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※ 電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

計画策定期(2010年)及びその後の状況

- 大阪府域における2012年度の温室効果ガス排出量は約58百万トンで、1990年度と比べ約2.5%減少、2010年度と比べ約20%増加しました。主に2011年以降の原子力発電の比率の低下に伴う電気の排出係数の増加により、2011~2012年度の排出量が増加しました。



大阪府域における温室効果ガス排出量の推移
(各年度の関西電力(株)の電力排出係数により算定した値)

- 民生(家庭)部門の対策指標である1人当たりのエネルギー消費量は、世帯数の増加や家電製品等の普及が進んだことにより増加しましたが、機器の省エネ化や節電により、減少傾向となっています。

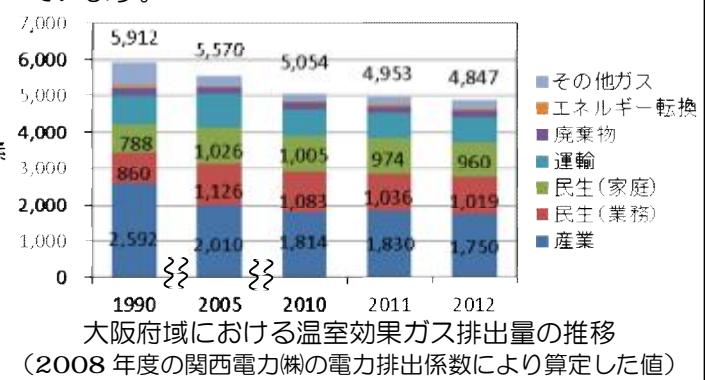


- 大阪府域の2013年度の自動車保有台数に占めるエコカー(注)の比率は約20%(約71万台)で、2010年度比で11ポイント増加しています。
(2020年目標:エコカー比率50%)



- 大阪府域の森林面積は約56,000ha(2010年度)で府域の約3割を占めています。森林は間伐などの管理が必要で、適正に管理された森林ではCO₂を吸収する機能が向上します。

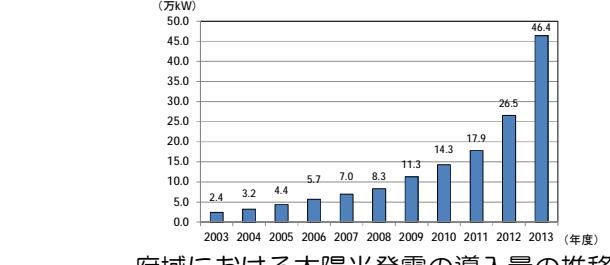
- 分野別の温室効果ガス排出量について、電気の排出係数を固定して推移をみると、1990年度以降、産業分野の排出量は減少し、民生分野(業務、家庭)の排出量は増加しましたが、2010年度以降は省エネの取組みにより、産業、民生分野ともに減少しています。



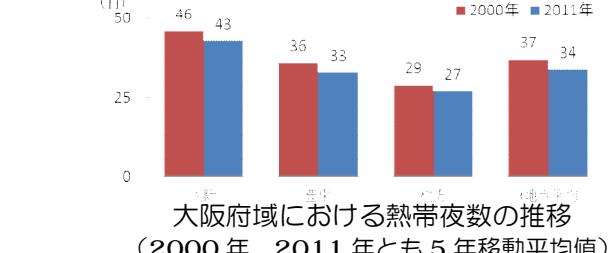
- 民生(業務)部門の対策指標である床面積当たりのエネルギー消費量は、機器の省エネ化やビルの断熱化なども進んできているため、減少傾向となっています。



- 大阪府域の太陽光発電導入量は、2013年度末時点で46.4万kWで、2010年度と比べ3倍以上となっています。



- 大阪府域の熱帯夜数は2000年と比較して2011年は約0.8割減少(37日⇒34日)



将来像

2010年 ▽ 2020年 ▽ 長期

将来の姿(長期)

建物の高断熱化や機器の省エネ・省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギー等のCO₂排出量の少ない自動車が広く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

施策の方向

- あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。
- 家庭・産業・業務・運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
 - 再生可能エネルギー等の普及
 - 森林整備によるCO₂吸収の促進
 - 地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進

主な施策

■ 低炭素化に向けた取組みの推進

【家庭】

省エネ・省CO₂型のライフスタイルへの転換に向け、普及啓発や環境教育の推進、住宅・設備・機器等の省エネ・省CO₂化の推進に取組みます。

【業務・産業】

事業者の温室効果ガス排出抑制対策の実施率と削減状況を総合的に評価する制度を導入して大規模事業者の自主的取組を促進します。

業務部門では、省エネ・省CO₂型のビジネススタイルへの定着に向け、エネルギー使用量等の「見える化」などを進めるとともに、建築物・設備・機器の省エネ・省CO₂に取組みます。

産業部門では、「ものづくり」におけるさらなる省エネ・省CO₂化に向け、取組みやすく効果の高い運用改善手法の普及と省エネ・省CO₂機器の導入促進に取組みます。



大阪府建築物
環境性能表示
(建築物のCO₂削減・省エネ性能を評価し、販売時等に表示)



【運輸・交通】

自動車から鉄道・バスなど公共交通への利用転換や、やむを得ず自動車を使用する際にはエコカー使用、エコドライブなど、環境に配慮したかしこい自動車利用の取組みを促進します。



輸送量あたりの二酸化炭素排出量
国土交通省データより作成(2012年度実績)

■ 再生可能エネルギー等の普及

太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組みを進めるとともに、省エネ機器・設備の導入促進等を図ります。あわせて、エネルギー関連産業の支援について、関西広域連合や近隣府県等とも連携し、推進していきます。

■ 森林整備によるCO₂吸収の促進

森林吸収促進のため、間伐の実施など森林の適切な整備や木材の利用を推進するとともに、「府民参加」による森づくりを促進していきます。

■ 地球温暖化に対する適応策の推進

おおさかヒートアイランド対策推進計画に基づく対策を推進します。また、地球温暖化による府域への影響把握を行うとともに、影響を軽減するための各種対策の検討と調査研究に取り組んでいきます。

■ ヒートアイランド対策の推進

建物の断熱化、設備・機器等の省エネ化及び運用改善等による人工排熱の低減、建物表面の高反射化・緑化、道路や駐車場への透水性・保水性舗装等による建物・地表面の高温化抑制等を推進していきます。

低炭素・省エネルギー社会の構築に向けた工程表

	2011	2015	2020
2020年目標			
7%の温室効果ガス排出量の削減(2005年度比)			
民生(家庭)部門の低炭素化			
■省エネ・省CO ₂ の意識を高めるための取組 エネルギー使用量等の見える化取組の普及	うちエコ診断・家庭エコ診断・環境家計簿を通じた取組支援 HEMS・見える化機器(省エネナビ等)等の普及促進		
キャンペーンやセミナー等による普及啓発 環境教育等の推進	「ストップ地球温暖化デー」、関西広域連合との連携によるキャンペーン、イベント等の実施 行政・企業・団体等が持つ環境教育プログラム・教材等の情報発信等		
■住宅・設備・機器等の省エネ・省CO ₂ 化 住宅における環境配慮措置の取組の促進 (大阪府建築物環境配慮制度)	建築物の環境配慮技術手引き等による環境配慮技術の普及啓発、導入促進 特定建築物(マンション等)の環境計画書の届出・公表、大阪府建築物環境性能表示の義務化		
高効率機器等(LED照明、高効率空調機・冷凍冷蔵庫・給湯器等)の導入促進	おおさかスマートエネルギーセンター等を通じた省エネ・省CO ₂ の技術や補助制度等に関する情報提供		
民生(業務)・産業部門の低炭素化			
■特定事業者(大規模事業者)の自主的取組の促進	先導的で優れた取組の表彰、事例の普及 温暖化防止条例の運用	温室効果ガス排出抑制対策実施状況等の総合評価制度の導入	
■中小事業者の取組の支援 「見える化」等の普及促進	おおさか版BEMS事業者登録制度を活用した運用改善促進 中小事業者向け省エネ診断、商工会等の経営指導員との連携取組、セミナー等の実施 環境マネジメントシステム(ISO、エコアクション21等)の普及促進		
中小事業者が創出したクレジットの利用促進	大阪版カーボン・オフセット制度の運用 条例制度やイベント等におけるカーボン・オフセットの取組推進		
温暖化防止条例に基づく取組の促進	温暖化防止条例の運用	計画書における特定事業者の中小事業者への省エネ・省CO ₂ 対策支援の評価 優れた取組の表彰、取組促進のための誘導的な仕組みの検討	
■建築物・設備・機器等の省エネ・省CO ₂ 化 建築物における環境配慮措置の取組の促進	「府有建築物整備における環境配慮指針」に基づく府有建築物の省エネ・省CO ₂ 化 「ESCO事業」の府有建築物への導入、府内の民間施設・公共施設への普及啓発 大阪府建築物環境配慮制度による対策の促進(再掲)		
高効率機器等(トップランナー機器等)の導入促進	府GND基金による設備導入補助 おおさかスマートエネルギーセンター等を通じた高効率機器や補助制度等に関する情報提供		
運輸・交通の低炭素化			
公共交通の利用促進等	公共交通の利用促進 ・公共交通ネットワークの充実と利便性の向上 ・モビリティマネジメントの実施	公共交通の利用促進等～公共交通網絡の推進等～ ・交通環境学習やキャンペーン、モビリティ・マネジメント手法を活用した公共交通の利用促進 ・駅前広場整備等によるバス等の円滑な運行確保、歩行者・自転車利用者の安全な交通確保 ・公共交通の利便性向上(乗継ぎ時の負担軽減等)	
エコカーの普及促進 (2020年:府域で保有される自動車のうちエコカーの割合50%)	官民協働によるエコカーの導入、普及啓発 エコカー用インフラ施設(水素ステーション、天然ガススタンド、EV充電設備)の普及促進		



資源循環型社会の構築に向けた工程表

2011

2015

2020

2020目標		
リサイクルを飛躍的に向上する。 リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。		
再生原料・間伐材等の利用促進		
生産工程における廃棄物発生原単位の抑制		多量排出事業者制度を活用して、廃棄物発生原単位抑制の取組みを促進
建設工事における廃棄物の発生抑制		多量排出事業者制度を活用して、建設廃棄物の発生抑制の取組みを促進
リサイクル製品認定制度の普及		リサイクル製品認定制度の普及
間伐材の利用促進		木材搬出を促進するための基盤整備 木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築
建設発生土の利用促進		建設発生土情報交換システムの運用
下水汚泥の有効利用		下水汚泥の有効利用
流通段階でのごみ排出量の削減		エコショップ制度の普及
レジ袋の削減		市町村と事業者との協定締結(レジ袋の削減や有料化など)の促進
製造業者による取組の促進		
		製造事業者に対し、製品の長寿命化、修理体制の整備、部品の再使用等について働きかけ
		製造事業者による新たな回収、再資源化等について情報発信
		製造事業者に対し、再生原料の利用率向上について働きかけ
"もったいない"意識の共有による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底		
なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)の普及		なにわエコ良品の普及
レジ袋の削減		環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施
3Rへの府民意識の向上		リサイクルフェアの実施 ホームページにおいて各種情報提供等を実施
住宅の長期的な利用の促進		中古住宅の流通・リフォーム市場の拡大
グリーン購入の促進		
		大阪府グリーン調達方針に基づく率先行動
間伐材の利用促進		
		产地や品質の明確化を図る木材認証制度の導入による木材利用の促進
		公共事業における木材利用の促進
		新たな木材・木質バイオマスの需要拡大及び利用促進
リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底		
市町村への技術的支援		「排出」、「収集」、「処理」の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示 市町村に積極的な取り組みを働きかけ
排出事業者の意識向上		建設混合廃棄物の分別排出の促進 リサイクル管理票制度の普及 市町村の多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底
特定品目とのリサイクルの推進		
		家電リサイクル大阪方式 大阪府リサイクルシステムの認定に関する規則により認定した家電リサイクル方式
		食品リサイクルの推進
		建設リサイクルの推進

2011

2015

2020

2020目標		
リサイクルを飛躍的に向上する。 リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。		
再生・処理	優良な再生資源業者の育成	
		リサイクル管理票制度の普及 再生事業者登録制度の推進
	資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり	
	研究開発の支援・実施	府による技術評価制度の活用 府研究機関における技術開発 下水汚泥・水道残渣の利用について、民間事業者等と連携して技術開発
	広域的な一般廃棄物のリサイクルの推進	大阪府リサイクルシステム認定制度の創設・運用
	木材資源が再生される仕組みの整備	森林保全に資する適正な森林整備(間伐等)の推進
	排出事業者による適正処理の徹底	
	多量排出事業者による取組みの促進	廃棄物の多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立の促進
	業界団体と連携した法規制(委託基準、マニフェスト報告等)の周知徹底	業界団体と連携して、排出事業者に対して委託基準遵守、マニフェスト報告義務等の法規制の周知を徹底
	優良な処理業者の育成	優良産廃処理業者認定制度の適切な運用 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底
最終処分	有害廃棄物の適正処理の徹底	
	PCB廃棄物	PCB廃棄物の適正処理 府保有の安定器等PCB廃棄物の処理
	アスベスト廃棄物	建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検
	感染性廃棄物	関係団体と連携した感染性廃棄物の適正処理の徹底
	ダイオキシン類対策	焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正処理の徹底
	不適正処理の根絶	不適正処理の未然防止、警察との連携等による迅速な解決
最終処分量の大軒な低減と最終処分場の安定的な確保		
大阪湾フェニックス計画の推進		次期広域処分場確保に向けた検討・調整 安定的な確保

全てのいのちが共生する社会の構築

～ 生物多様性の恩恵を継続して享受するために ～

目標:2020年

Ø 生物多様性の府民認知度を70%以上にする。

(2008年大阪府府民アンケート 16.9%)

Ø 生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

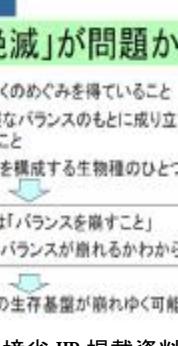
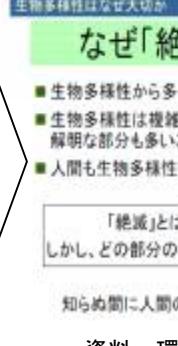
I 活動する府民の割合を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)

I 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

計画策定期(2010年)及びその後の状況



生物多様性はなぜ大切か



「絶滅」とは「バランスを崩すこと」
しかし、どの部分のバランスが崩れるかわからない

資料：環境省HP掲載資料

■大阪府レッドリスト2014に記載されている絶滅危惧種

分類群	絶滅危惧Ⅰ類 (絶滅の危機に瀕している種)		絶滅危惧Ⅱ類 (絶滅の危機が増大している種)	
	種数	種名	種数	種名
動植物	哺乳類	4 テンゲコウモリ、キツネ等	4 ミスマラモグラ、ニホンイタチ等	
	鳥類	7 クマタカ、ウズラ等	26 ミゾゴイ、シロチドリ、タマシギ等	
	昆蟲類	2 アカミガメ、タワヤモリ	1 ヒバカリ	
	水生生物	6 カスミサンショウウオ、ダルマガエル等	6 オオサンショウウオ、ニホンヒキガエル等	
	淡水魚類	19 アユモドキ、イタセンバラ等	10 ミナミメダカ、ドジョウ等	
	陸生魚類	54 ゲンゴロウ、ヒロオビドリシジミ等	86 タガメ、オオクフガダ等	
	貝類	1 カネコタテグモ	2 ワスレナグモ、テジロハリグモリグモ	
	陸産貝類	15 ナニワフチミソガイ等	4 ゴマオカタニ等	
	淡水産貝類	10 オグラヌマガイ等	9 マルタニシ、イホガワニ等	
	その他(海岸生物、淡水底生物)	11 ホソウミニナ等	40 ミヤコドリガイ等	
	小計	125	188	
	合計	330	342	

イタセンバラ



ヒロオビ
ミドリシジミ



■森林、農地の土地利用転換面積の推移

農地：16,398ha(1997年) → 14,360ha(2007年) → 13,560ha(2013年)
住宅地・工業用地や駐車場・レジャー施設等への転用により減少

森林：58,636ha(1997年) → 56,410ha(2007年) → 55,945ha(2013年)
宅地の供給及び土砂採取などの事業用地等への転用により減少

資料：平成20年度版国土利用計画関係資料集及び大阪府環境白書より

■遊休農地の現状

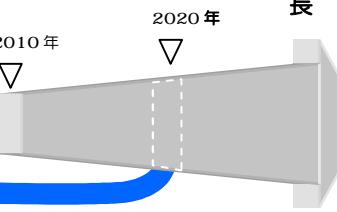


■放置森林の現状



農空間や森林等では、これまで保たれてきた豊かな生態系が人の手が入らないことにより損なわれます。

将来像



将来の姿（長期）

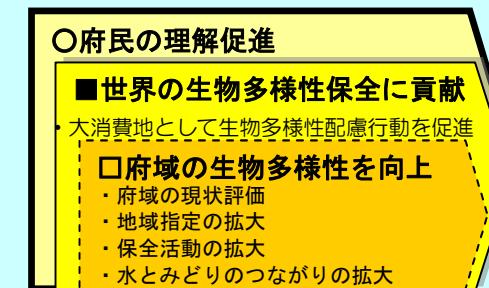
生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。

また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- Ø 生物多様性の重要性の理解促進
- Ø 生物多様性に配慮した行動促進
- Ø 府民と連携したモニタリング体制の構築
- Ø 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- Ø エコロジカルネットワークの構築推進



生物多様性の保全

主な施策

■生物多様性の府民理解の促進

民間団体等と協力しながら身近な生物の調査等の参加型のプログラムの充実等により生物多様性への理解を高めるとともに、生物多様性と日常生活とのつながりについて理解を深められるようホームページの充実等によって情報発信を強化し、啓発に取り組みます。



■府域の生物多様性の現状を評価

府内に生息する野生生物の分布、生息・生育状況等について、海の生物や貴重な生態系なども含めて評価した「大阪府レッドリスト2014」を活用し、普及啓発、現況把握に努めます。また、併せて在来種の生息に多大な影響を与える外来生物のリストの作成を検討します。

代表的な野生生物について生息状況を関係団体や府民と協力してモニタリングしていく仕組みを構築します。



和泉葛城山ブナ林

■生物多様性の損失を止める行動の促進

生物多様性保全に対する理解の輪を広げ、府民や事業者に日常生活での生物多様性への配慮行動を促進するため、学校や企業担当者に向けた研修プログラムを開発、さらに研修プログラムの試行により改訂を行い、より理解が深まる内容としていきます。

企業と大学・研究機関・行政がおおさか生物多様性パートナー協定を締結し、企業の事業敷地内等での生物多様性保全の取組みを支援するとともに、企業が地域等と協働した生物多様性の保全に資する活動等を促進します。



■地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備

保安林、鳥獣保護区等の地域を拡大するとともに、都市公園、府民の森、河川、自然海浜保全地区等を、生物多様性の保全、再生、生息環境を創造する府民活動を行う拠点とし、周辺の緑地の整備や水辺環境の整備等と連携して、周辺山系から農空間、都市、沿岸までをつなぐエコロジカルネットワークの形成を進めます。



全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表



健康で安心して暮らせる社会の構築

II - 4

～ 良好的な大気環境を確保するために ～

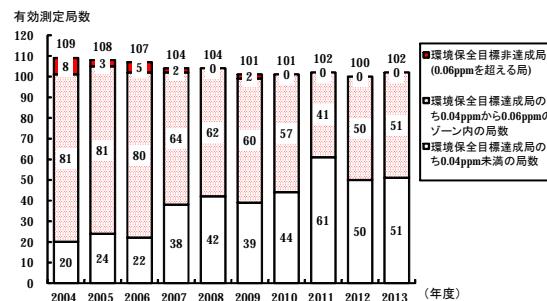
目標:2020年

Ø 大気環境をさらに改善する。

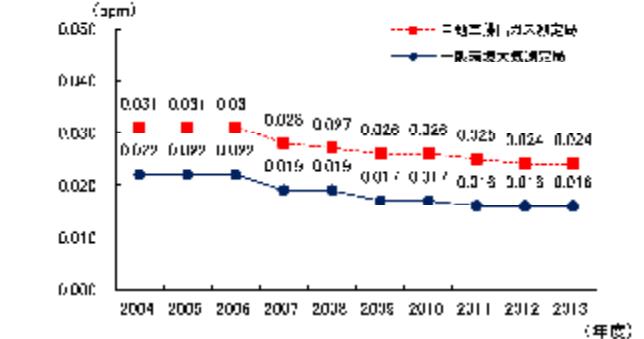
- 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境保全目標を達成する。
- 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

計画策定期(2010 年)及びその後の状況

- 二酸化窒素濃度は改善傾向にあり、年間 98% 値が環境保全目標の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、5割の地域が 0.04~0.06ppm のゾーン内となっています。年平均濃度も緩やかな改善傾向で推移しています。

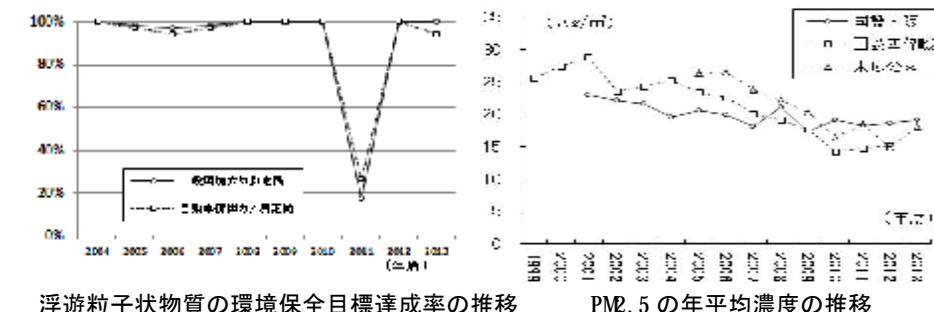


二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



二酸化窒素の年平均濃度の推移

- 浮遊粒子状物質は、強い黄砂の影響があった 2011 年度を除き、概ね全ての測定局で環境保全目標を達成しています。

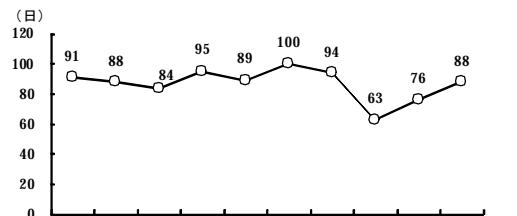


浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率の推移

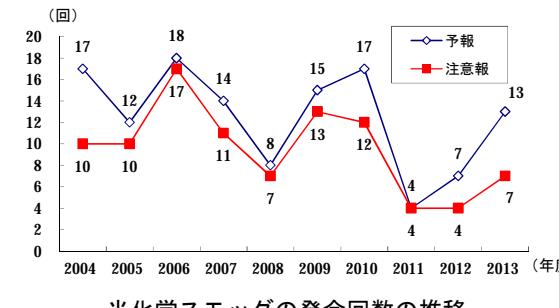
- PM_{2.5} は、環境保全目標の達成率は低い状況ですが、年平均濃度は、長期的には緩やかな改善傾向で推移しています。

PM_{2.5} の年平均濃度の推移

- 光化学オキシダント濃度は、これまで環境保全目標（一時間値 0.06ppm 以下）を達成しておらず、超過日数は穏やかな増加傾向が続いている。光化学スモッグ注意報の発令回数は年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。



光化学オキシダントの昼間の濃度が0.06ppmを超えた日数の推移

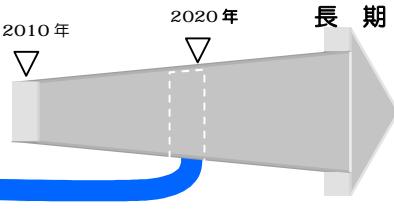


光化学スモッグの発令回数の推移

- 過去にアスベストを含む建材を使用した建築物の解体時におけるアスベスト飛散による健康被害の防止のため、法や条例に基づく飛散防止対策の徹底を図っています。

大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2011~13 年度の測定結果は ND (検出下限値未満) ~0.056 本/L の範囲で、いずれも検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。

将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM_{2.5} の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

主な施策

■自動車排出ガス対策

自動車から排出される NOx、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。

また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制や自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施します。

さらに、渋滞の解消を図るために環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化に努めます。



燃料電池自動車



電気自動車



天然ガス自動車



自動測定機

■PM_{2.5} 対策

PM_{2.5} の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行うために、自動測定機を配備するなど測定体制を整備します。また、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。

■光化学オキシダント・VOC 対策

PM_{2.5} や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握に努めます。

■アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。



健康で安心して暮らせる社会の構築

～ 良好な水環境を確保するために ～

目標:2020年

Ø 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。

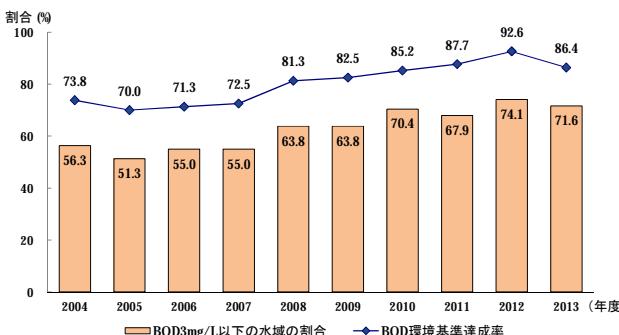
- I BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。

Ø 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

- I 底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。
- I 藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す）

計画策定期(2010年)及びその後の状況

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L以下の水域の割合：計画策定期約6割）。河川等の汚濁負荷量の約8割が生活排水に由来しており、そのうち約半分が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の汚水が混じった雨水が河川へ放流されることがあります。



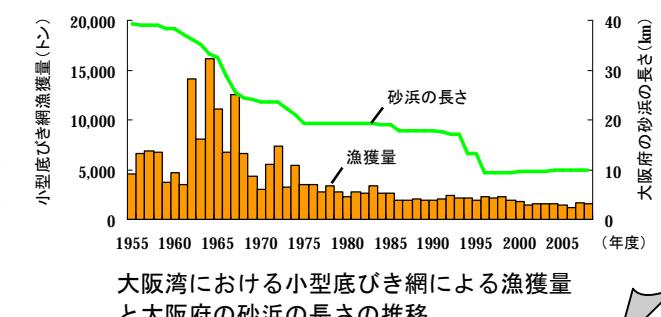
府内河川におけるBODの環境保全目標達成状況及びBOD3mg/L以下の水域の割合の推移

- 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。

- 大阪湾のCOD（化学的酸素要求量：全層平均の値）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内での植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えてています。

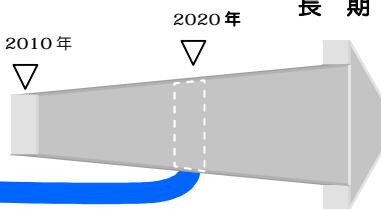
貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備などにより自然海岸が全体の1%しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています（大阪府の藻場面積352ha（2010年度））。



大阪湾における小型底びき網による漁獲量と大阪府の砂浜の長さの推移

将来像



将来の姿（長期）

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身边に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- Ø 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- Ø 健全な水循環の保全・再生
- Ø 大阪湾の環境改善対策の推進

主な施策

■水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。

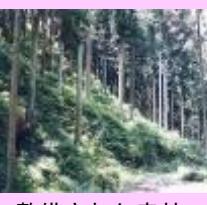
COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもと確実に進めます。



水みらいセンター
(下水処理場)

■健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源涵養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。

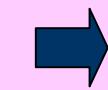


整備された森林

ため池

■大阪湾の環境改善対策・親水性向上

自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上に努めます。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



生物が生息しにくく、波打ち際に近づきにくいマーブルビーチ

府民が波打ち際に近づける海



魚介類の育つアマモ場

健康で安心して暮らせる社会の構築

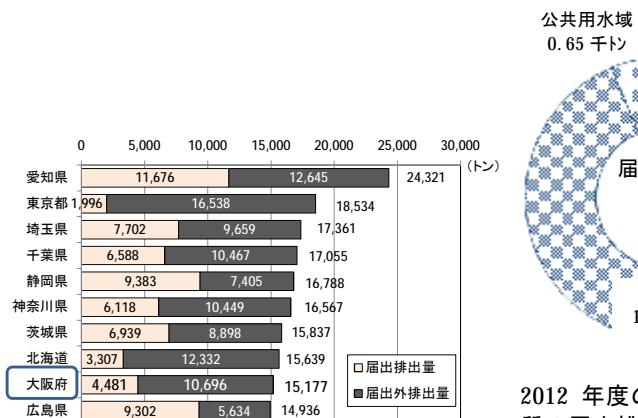
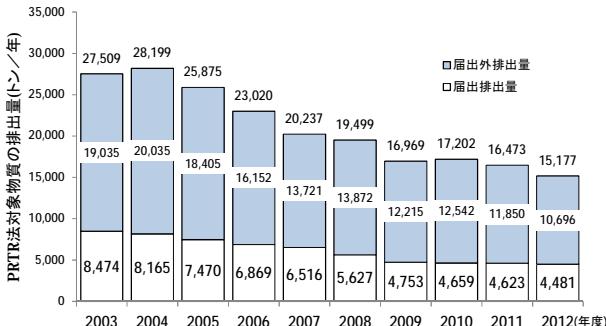
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

目標:2020年

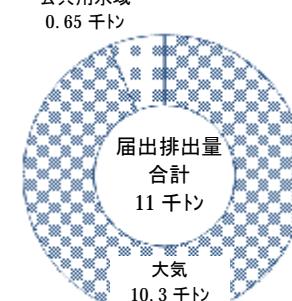
Ø 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

計画策定期(2010年)及びその後の状況

- 府域におけるPRTR法対象の第一種指定化学物質の排出量は着実に減少していますが、全国での順位は2008年度は第7位、2012年度は9位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第2位)
- 発ガソリン性物質であるベンゼン等の特定第一種指定化学物質の排出量も着実に減少しています。
- 府域で土壤汚染対策法に基づき、指定された区域数は、東京都に次いで2番目の多さとなっています。



都道府県別のPRTR法対象物質の排出量
(2012年度)【PRTR法データ】



2012年度の府域における化学物質の届出排出量

府域における化学物質排出量のうち9割以上が大気への排出となっています。
法改正により調査の契機が増えたことから、2010年度以降、指定件数が大幅に増加しました。

化学物質について

- 化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。
- 化学物質管理に向けた世界的な取組の目標として、「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化すること(環境リスクの最小化)」が、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて定められています。
- 環境リスクの大きさは、化学物質の“有害性”の程度と化学物質を取り込む量を示す“暴露量”によって決まります。

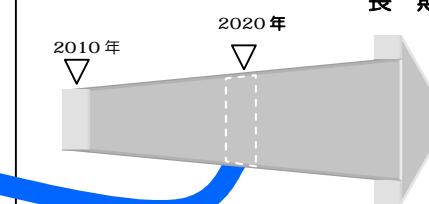
$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

- 環境リスクの低減のためには、化学物質の暴露量(排出量)を可能な限り抑制することが必要です。また、環境リスクを完全になくすることは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、情報に関する共通的理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図る必要があります。

予防的取組について

- 人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取組の考え方に基づく対策が必要です。

将来像



長 期

将来の姿(長期)

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- Ø 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- Ø 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- Ø 残留性有機汚染物質や汚染土壤等の適正管理・処理

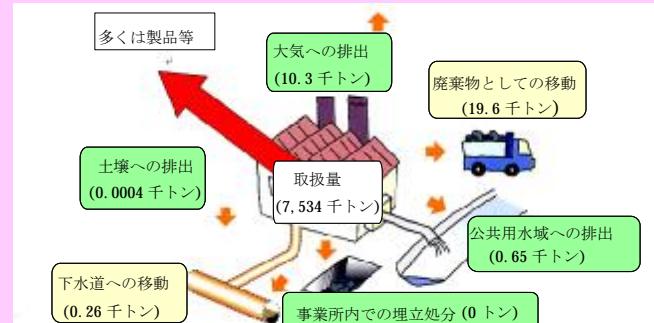
主な施策

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

化学物質の人への暴露量を低減するため、特にトルエンなどの大気中への化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガソリン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進します。

また、人・動植物へ悪影響が懸念される化学物質については、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進します。

さらに、化学物質による土壤汚染や地下水汚染を未然に防止し、健康へのリスクを回避するため、化学物質の適正管理について助言・指導します。



2012年度の府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量



環境省主催の「化学物質と環境円卓会議」の様子
(環境省ホームページより)

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進します。

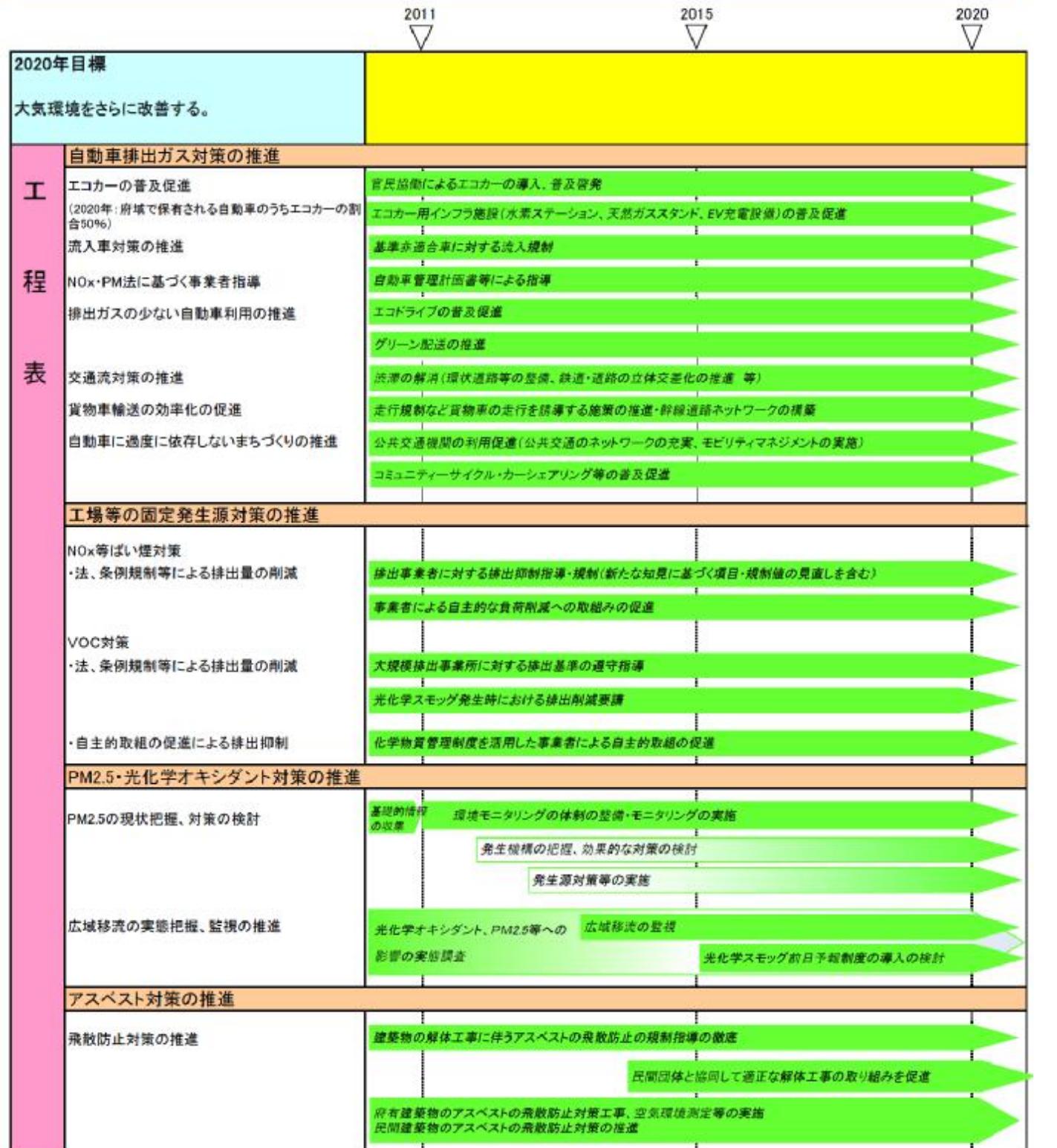
府は、府域の環境リスクを管理する立場から、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、対話の推進に努めます。

■残留性有機汚染物質や汚染土壤等の適正管理・処理

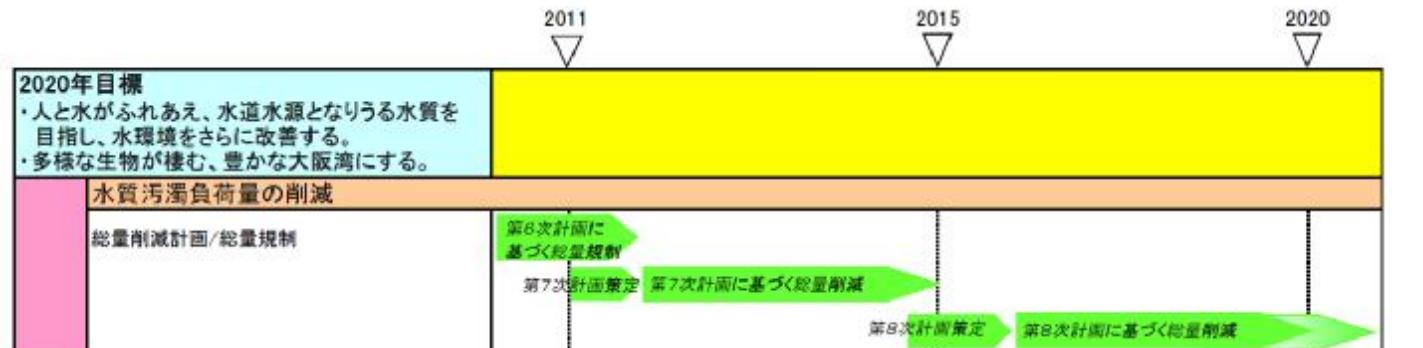
PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質については、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を徹底指導します。

また、環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壤・地下水については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な管理・処理を進めています。

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）



魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたくなる」都市を目指して～

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動などの都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたくなる」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

緑と水辺の保全と創造

■みどり※の風を感じる大阪

みどりの連続性を強化し、海～街～山をつなぐ「みどりの軸」を創出するとともに、CO₂の吸收をはじめ、みどりの多様な機能を発揮させる「周辺山系など既存のみどりの保全・再生」、多様なみどりを増やし、つなぎ、広げる「みどりの量的充足」、暮らしの豊かさや安全・安心、生物多様性確保などに資する「みどりの質の向上」を図るために、4つの基本戦略のもとに、広域的なみどりのネットワークを構築し、実感出来るみどりづくりを推進します。

基本戦略1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「市民の憩いの場づくり」を実現

- 周辺山系の保全・再生**
 - 自然公園の保全管理
 - 放置森林対策の推進
 - 生物山系花屏園構造の推進
- 農空間の保全・活用**
 - 農空間保全地帯の指定
 - 遊休農地等の利用促進
 - ため池、水路のオアシス構想の推進
- 臨海部の保全・再生**
 - 「共生の森」づくり
 - 河口干潟の再生
 - 人工干潟の整備
 - 港湾緑地の整備

基本戦略2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路、主妻河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や里の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを確保します

- 道路、河川を中心としたネットワーク**
 - 高木並木による緑化づくり
 - 「水の都大阪」の再生
 - 持続可能な河川環境の創出
- みどりの連続性や厚みと広がりの確保**
 - 「みどりの風促進区域」における緑化推進
 - 主要道路や主妻河川、大規模公園などを軸や拠点とした区域を指定し、緑豊かなセミパブリック空間を創出
- ネットワークの拠点となる大規模公園緑地**
 - 市営公園整備によるみどりの拡充
 - 多様な生息による「京佐野丘陵緑地整備
 - 下水処理場上部緑化



※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

基本戦略3 街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「街の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます

- 府有施設の緑化推進等**
 - 府有施設等緑化活性化推進計画の推進
 - 市町村管理施設等との連携
- 民有地のみどりの保全・創出**
 - 建築物緑化促進制度の推進・強化
 - 施設の緑化を重点とした制度改定
 - 屋上・壁面・駐車場等新たなみどりの創出

基本戦略4 みどりの行動の促進

市民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します

- みどりづくりを通じた地域力再生**
 - 校庭の芝生化
 - みんな育てる花壇プロジェクト
 - 緑化活動等
- 市民、NPO、企業等との連携推進**
 - CSF活動との連携
 - アドボカシーの推進
 - ボランティアリーダーの育成

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

大阪は、大阪湾に面し、周辺を豊かな緑を有する山系に囲まれ、平野部では淀川、大和川をはじめとする河川や、ため池などの多くの水辺によって、身近にゆとりと潤いを感じさせる豊かな自然景観を有しています。また、古代から現代に至る重層的な歴史に育まれたまちなみは、人々を引きつける魅力ある都市景観を形成しています。このような優れた景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。



千早赤阪村
下赤阪の棚田の風景



富田林市
寺内町の町並み



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

快適で安らぎのある都市環境の形成

大阪は、商業・交通・教育・医療などの都市機能が集約され利便性が高い反面、ヒートアイランド現象により夜間の最低気温が25度を超える熱帯夜が年間40日以上におよぶなど、過ごしやすさが損なわれています。

また、交通量の多い道路や、航空機、鉄道、工場・事業場、建設作業などからの騒音・振動や、悪臭などにより、静かで安らぎのある生活環境が損なわれています。

そのため、快適で安らぎのある都市環境の創造を進めます。

■騒音・振動の防止

道路交通騒音については、2020年に環境保全目標を概ね達成(達成率95%以上)するため(2008年達成率89%)、低騒音舗装の推進、沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進します。航空機騒音対策では大阪国際空港周辺において、民家防音工事等の環境対策を関係機関と連携して進めます。

また、工場・事業場や建設作業などの固定発生源、新幹線等の鉄道については市町村と適切な役割分担のもと対策を進めます。

低周波音については、人体への影響等も十分解明されておらず、実態調査等により知見の収集等に努めます。

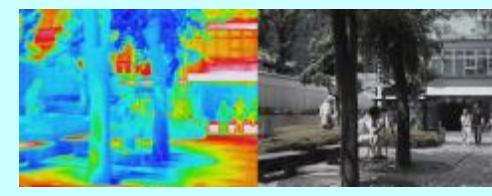
■ヒートアイランド対策

熱帯夜数の削減のため、建物や自動車からの人工排熱の低減、屋上・壁面の高反射化・緑化や道路・駐車場の透水性・保水性舗装等による建物・地表面の高温化の抑制、都市内の緑化の促進や、水とみどりの空間を増やすなどの都市形態の改善をすすめます。

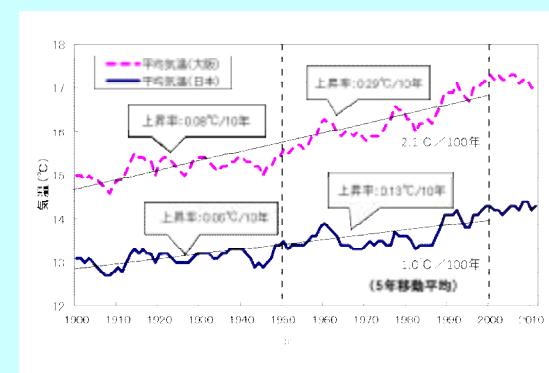
また、屋外における夏の昼間の暑熱環境の改善のため、効果的な緑化手法の普及、クールスポットの創出や周知・活用、人への熱ストレス軽減策や熱中症予防策などの適応策に関する情報収集と対策手法の普及に取組みます。



屋上緑化



緑陰による温度低減効果



年平均気温の推移
(大阪の年平均気温は、全国の値を上回る状況で推移している。気温上昇率の全国との差が、ヒートアイランド現象によるものと考えられます。)

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、人間の活動を支える社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

環境の改善を図りながら、都市の活力を維持していくためには、私達の活動を支えるあらゆる分野に、環境の視点を組み込んでいくことが必要です。例えば、ハード面から活動を支える都市構造では、利便性を確保しながら環境負荷の少ない形に転換することが必要です。

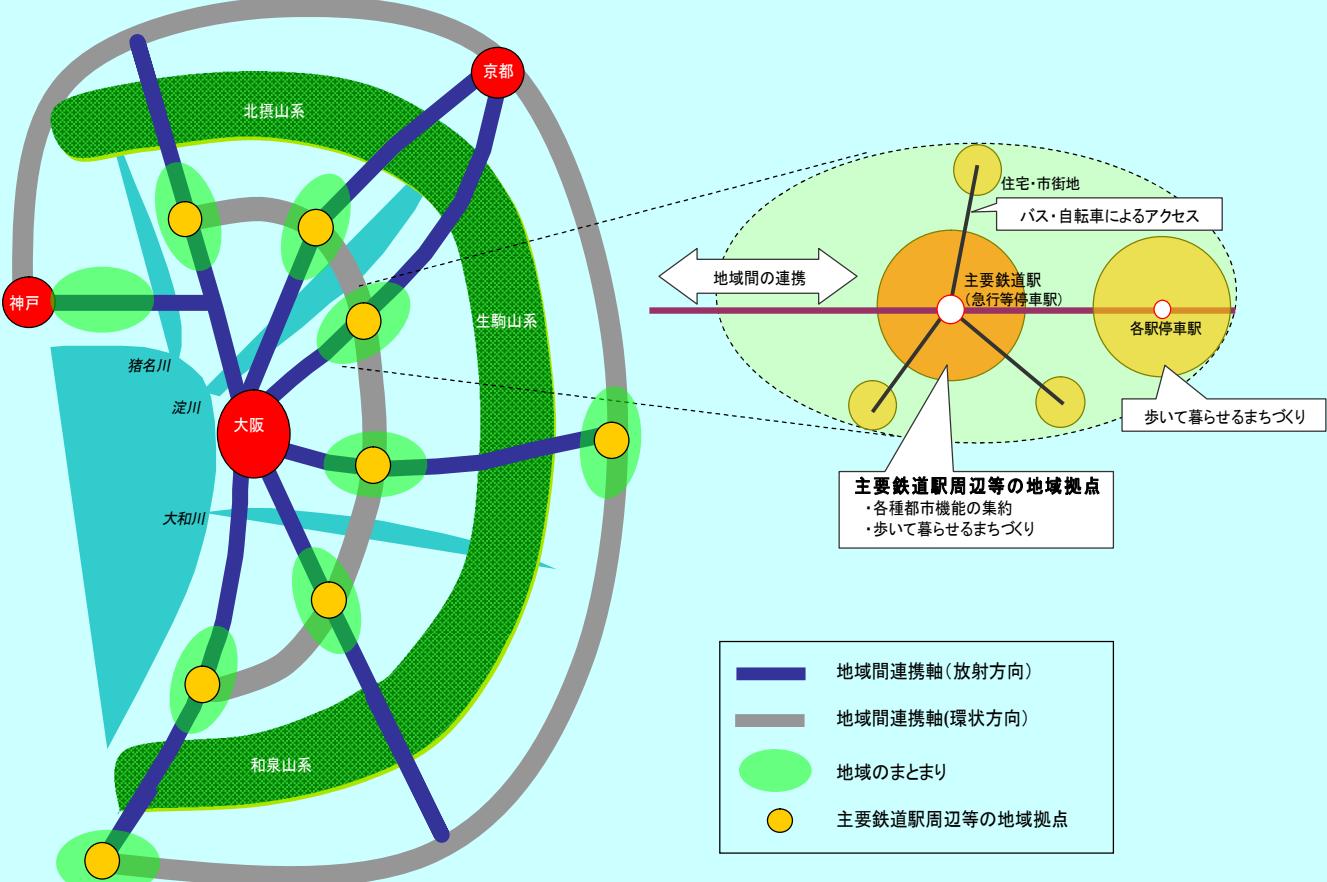
また、経済活動の面では産業を環境に配慮したものに転換していくグリーン化を進めることや、環境関連産業の成長を促すことが必要です。

良好な環境を支える都市構造への転換

■集約・連携型都市構造の強化

業務・商業・居住・医療・教育などの都市機能を、立体的・重層的に高めるなど土地の有効・高度利用を進め、都市機能の集約、高度化を図るとともに、放射及び環状に整備された交通網など道路・公共交通ネットワーク等を活用し、都市機能を相互に連携・活用していきます。

鉄道駅周辺では、歩いて暮らせる範囲に生活に必要な機能を集約することとあわせて、カーシェアリングや自転車利用の推進による、移動時の自動車への依存度の低減を図ることや、電気や熱等の再生可能エネルギーを地域内で需要と供給のバランスを取って利用するなど、エネルギーの効率的な利用を進めます。



集約・連携型都市構造のイメージ図

資料：第4次大阪府国土利用計画

産業のグリーン化

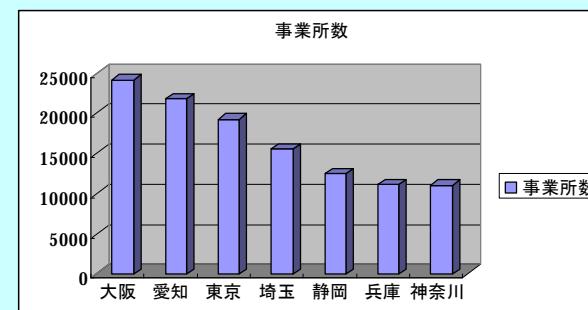
■環境に配慮した投融資の促進

経済活動を支える金融面では、環境への意識の高まりや事業者の社会的評価における環境配慮に対するウェイトが高まっていること等を背景に、金融機関において環境配慮型金融商品が開発されており、その動きは一層加速するといわれています。

今後、経済社会システムがより環境に配慮されたものに転換していくためには、その役割はさらに大きくなるものと考えられることから、金融機関と連携を図りつつ、府民や事業者の皆さんへの情報提供を強化していきます。

■環境技術の振興

大阪は、ものづくりのまちとして特定の業種に偏らない、素材や加工に優れた中小のづくり企業が集積しています。中小・ベンチャー企業等によって開発された大阪発の優れた環境関連技術・製品の普及を促進するために、研究開発の奨励や技術情報の提供を行い、関係機関と連携したコーディネートを行っていきます。



従業員4人以上の事業所数(平成20年工業統計表より作成)

おおさかエコテック

中小・ベンチャー企業等によって開発された先進的な環境技術について環境保全効果等の技術評価を行い、その結果を広く周知し、優れた環境関連技術・製品の普及を促進する。



(環境技術評価・普及事業 ロゴマーク)

環境関連産業の成長促進

経済成長が著しく環境問題が深刻となっているアジア地域の国々では、環境問題が深刻化しており、対策が急務となっています。

一方で、大阪は、昭和30年代からの高度経済成長に伴う産業活動の活発化により生じた深刻な環境問題に対し、全国に先駆けた施策を実施するなど、積極的な取組により成果を上げてきた豊かな経験と、優れた環境関連技術を有しています。

環境問題を抱える国々のニーズにあわせ、環境関連技術と発生源対策等の施策をパッケージし提案するなど、国境を越えた環境問題に貢献していく中で、大阪・関西の事業者のビジネスチャンスの創出等を官民連携して進めています。



また、関西、大阪には省エネ製品を生産する、家電メーカーの集積や、太陽電池、リチウムイオン電池等の生産、研究拠点が集積する等の他と比較して、今後成長が期待出来る産業の集積で強みがあります。

これらの技術が必要なハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などのエコカーの普及を官民連携して進めています。

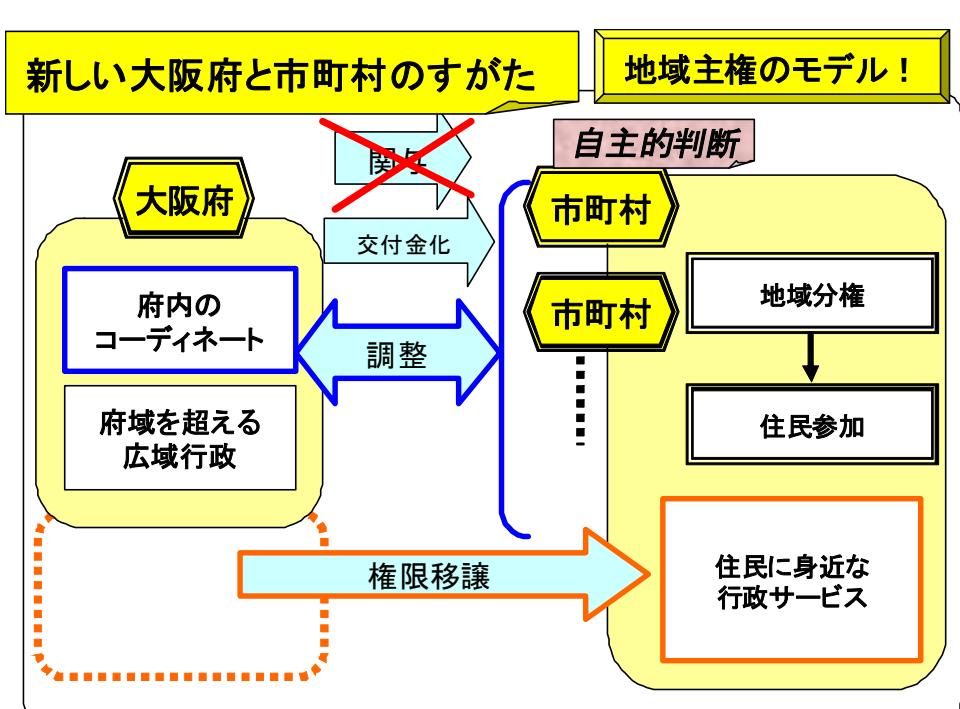
地域主権の確立・広域連携の推進

環境施策を効率的かつ効果的に推進するためには、地域の特性や実情に応じた施策を実施することが必要です。そのため、大阪府は、国、市町村との役割分担の明確化を図りながら、環境分野における地域主権の早期確立を目指します。

■市町村への権限移譲と広域連携の推進

市町村間の連携による取組を含めて、住民に身近なことは出来るだけ市町村に権限を移譲し、府は府域を超える広域行政や府内のコーディネーター役に重点化していきます。

また、府域を超えて広域的な連携が必要なものについては、近隣府県との個別の連携協力にとどまらず、国からの権限、事務の移譲も視野に、大阪府や兵庫県など2府5県で設立した関西広域連合での取組推進を図っていきます。



関西広域連合とは

広域連合とは、地方自治法第284条に規定される地方公共団体の組合で、特別地方公共団体として法人格を有します。広域にわたって処理することが適当と認められる政策・事務について、広域計画を通じた共通化や一体化を図るとともに、連絡調整などの機能を有する等、より政策的で機動的な広域行政体としての性格を持つものです。

関西広域連合は、救急医療連携や防災、環境等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、大阪府や兵庫県などの2府5県で平成22年12月に設立したものです。

環境分野における取り組み

■広域連携の推進

廃棄物を適正に処理し大阪湾域の生活環境の保全をはかるため、近畿の2府4県と168市町村と連携し、大阪湾の埋立により廃棄物の最終処分を行っています。また、河川では、琵琶湖・淀川の流域で、流域の市民、企業、行政等が連携し、自然生態系の再生、水循環の再構築等に取り組んでいるほか、大和川では水質改善を推進するため、奈良県、流域市町村と連携し、生活排水対策、ゴミ対策の普及啓発、下水道の普及促進などに連携して取り組んでいます。今後も、施策の効果的な推進や効率化の観点から広域連携に取り組みます。



フェニックス計画 大阪沖埋立処分場



大和川（石川合流地点）

■関西広域連合での取組

平成22年12月に設立された関西広域連合では、設立当初の事務として、

- ・関西広域環境保全計画の策定
- ・温室効果ガス削減のための広域取組
- ・府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

について検討し取り組んでいくとともに、事務を拡充していきます。



カワウ

■市町村への権限移譲

地域に密着した環境問題について実情に応じた対策を実施するためには、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、環境規制関係の法律及び府条例で大阪府が有する権限について、全ての市町村に特例市並みの権限を移譲することを基本に市町村との協議を進め、協議の整った市町村から移譲を進めていきます。

また、府条例の内容について、市町村による地域の実情に応じた取組みを促進するものとなるよう、見直しを行うとともに、今後の関係の府条例の改正に当たっては、市町村の意見を十分反映できるよう、取り組みます。

■地域における情報の共有の推進

環境は都道府県、市町村域を超えてつながっていることから、府域全体の環境の現状や環境リスクに関する情報を、府において収集し、ホームページなどを通じて、広く関係機関や府民、NPOなどが利用できるようにします。

計画の効果的な推進

V

計画の効率的な推進と進行管理

【毎年度のサイクル】

- 大阪府が講じようとする施策、講じた施策及び施策を実施した後の環境の状況を報告します。

大阪府環境基本条例に基づき、年度当初にその年度の「環境の保全等に関する講じようとする施策」を、施策の実施後に「環境の状況及び講じた施策」をそれぞれとりまとめ、府議会に報告します。また、「環境の状況及び講じた施策」については、環境審議会にも報告し、意見聴取を行うとともに、その結果は毎年、大阪府環境白書で公表します。

【複数年（3～4年）毎のサイクル】

- 施策の実施に要したコストと得られた効果の検証を行います。

急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図るため、複数年毎（概ね3～4年を目処）に計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、有識者等からの意見も聴取し、必要に応じて環境総合計画の修正を行います。

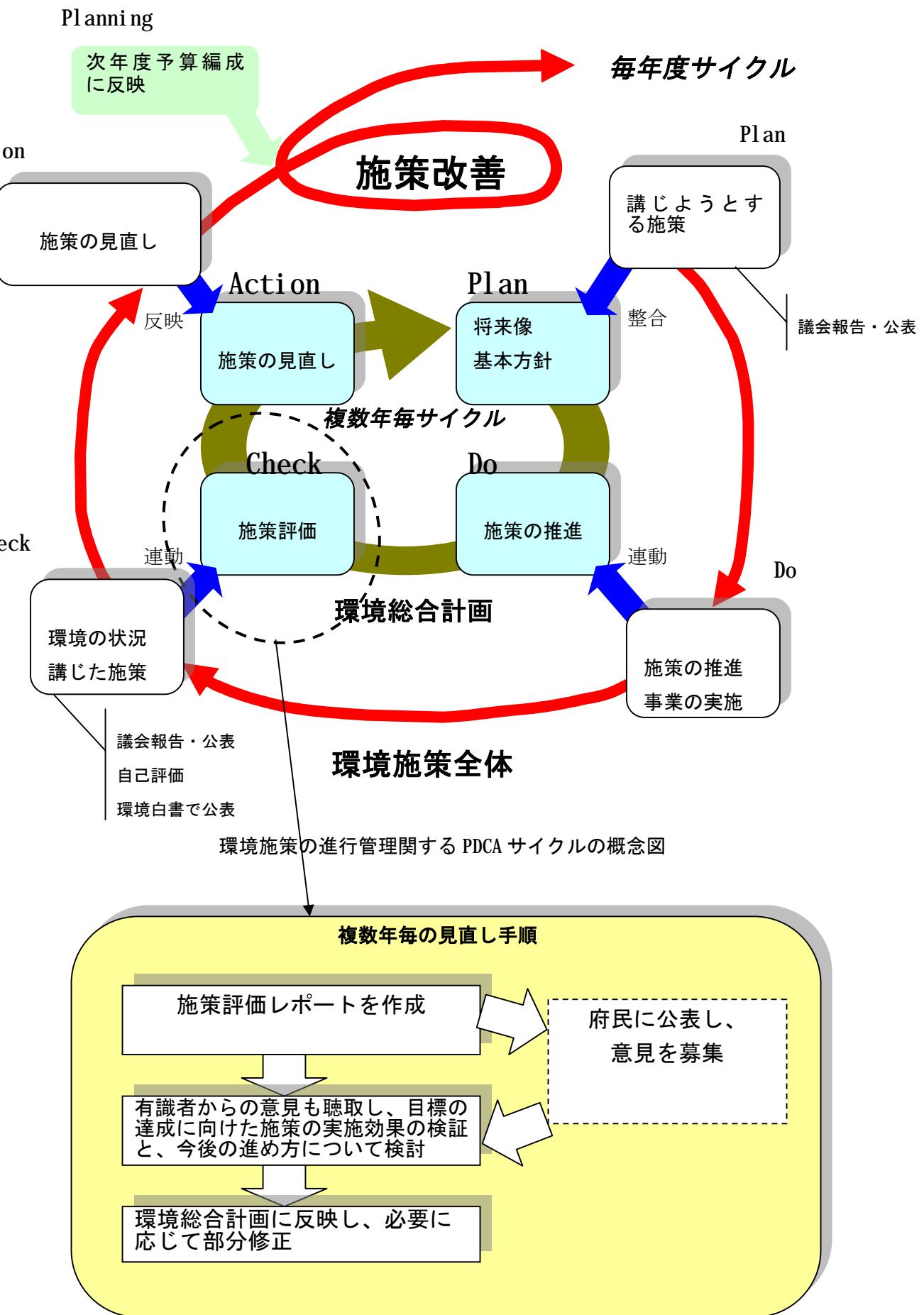
- 評価を行う際は、可能な限り得られた効果を数値化し、施策の効果性、効率性を追求します。

評価を行う際は、施策推進に係る費用と得られる効果について、客観的に評価が出来るよう、数値化に努めます。また、環境施策には多様な効果があり全てを数値化することは困難であることから、定性的効果についても併記していくこととします。

- 評価資料を公表し、広く府民の皆様のご意見を頂き施策の見直しに反映していきます。



大阪府環境白書



環境施策の体系



用語解説

(掲載ページ) P.1 大阪の環境を取り巻く課題・目指すべき将来の姿

用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六つ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
生物多様性	いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。
天然資源	天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。
光化学オキシダント	夏季の日中など、工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称。
ヒートアイランド現象	経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。
低炭素社会	エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される人の手の入った地域。
農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。

P.2 計画の枠組みと全体構成

用語	解説
環境基本条例	豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、平成6年に制定された大阪府の条例。
将来ビジョン・大阪	みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム（案）を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示したもの。

P.3~4 府民の参加・行動

用語	解説
NPO	Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
ポータルサイト	ユーザが、インターネットを閲覧する際に最初に訪れるページ。
環境ラベリング	環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付すること。

P.5~6 低炭素・省エネルギー社会の構築

用語	解説
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。
エコカー	電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス（CO ₂ ）の排出が少ない車。または走行時に排ガスが全く出ない車。
エコドライブ	おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x （窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO ₂ （二酸化炭素）の排出が抑制できる。

ESCO事業	省エネルギー改修にかかる費用を光热水費の削減分で賄う事業です。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供します。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、顧客の利益の最大化を図ができるという特徴を持ちます。
バイオ燃料	植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなど。
温暖化防止条例	地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に關し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とし、平成17年に制定されたもの。
大阪版カーボンオフセット制度	中小企業の省エネ努力で生まれたCO ₂ 削減量、いわゆるクレジット（削減したCO ₂ 量を証明する証書）を大企業との間で売買することを仲介するしくみ。
府GND基金	環境省の経済危機対策関連予算を活用し、創設された基金でH21からH23の3年間で地球温暖化対策及び廃棄物処理を推進するもの。
フロン	正式名称をフルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）と言う。化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、エアコンや冷蔵庫の冷媒、洗浄剤等に広く使用されている。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質であり、CFCは1995年末で生産が全廃、HCFCは2020年までには生産が全廃されることとなっている。そのためオゾン層を破壊しない一般的に代替フロンと呼ばれるHFC（ハイドロフルオロカーボン）に転換されてきたが、地球温暖化の原因物質であるため、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。
HEMS（ホームエネルギー管理システム）	家庭における各種電気機器等の最適な稼働状況やエネルギーの使用効率などのリアルタイムな管理や、使用料金表示等をIT技術の活用により、人に代わって行い、家庭の省エネルギー行動を支援するシステムのこと。
BEMS（ビルエネルギー管理システム）	IT技術を活用し、ビルの設備管理や省エネルギー制御を行うと共に、エネルギー管理によって環境性や省エネ性の改善を支援するシステムのこと。
うちエコ診断	各家庭に適した、効果的なCO ₂ 削減プランを提案するツール。
家庭エコ診断	家庭のエネルギー消費状況の把握、CO ₂ 排出内訳の分析、分野別対策検討をすることにより、受診家庭の効果的なCO ₂ 排出削減行動に結びつけるツール。
おおさかスマートエネルギーセンター	2013年4月から、大阪府市が共同してエネルギー政策の推進拠点として設置したもので、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施している。主な事業は、創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス、太陽光パネル設置普及啓発事業、公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング、BEMS普及啓発事業、国等が実施する各種補助金の周知・PRなど。
EV	電気自動車のこと。
エコ燃料実用化地域システム実証事業	「エコ燃料実用化地域システム実証事業」は、バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）を大都市圏において実用化に近い規模で製造、流通及び販売することにより、自立的なエコ燃料の生産・利用システムの成立を実証することとするもの。
モビリティマネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みのこと。
間伐	樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に、育林と収入を目的とし、一部の立木（りゅうぼく）を抜き切りすること。
アドフトフォレスト	府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進めるための制度。
燃料電池	水素と酸素を反応（水の電気分解の逆の反応）させて電気エネルギーを取り出す装置であり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
みどりの風促進区域	主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がりを確保するため、行政区域を越えた広域的な視点で目標像を見極め、主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸とした一定のまとまりのある区域を特に重点的に施策推進するため指定する区域。

P.7~8 資源循環型社会の構築

用語	解説
3R (リデュース・リユース・リサイクル)	「ごみを減らす」という意味のReduce(リデュース)、「繰り返し使う」という意味のReuse(リユース)、「資源として再利用する」という意味のRecycle(リサイクル)という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。
大阪湾フェニックス計画	大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。
リサイクル管理票制度	排出事業者が排出物の運搬・リサイクル処理を委託する際に、管理票に排出物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入してリサイクル受託者、運搬受託者及び受入事業場に交付し、リサイクル処理終了後に各受託者から管理票の写しを受け取ることにより、排出物のリサイクル処理状況の管理・確認を可能とする仕組みのこと。
電子マニフェスト	産業廃棄物の適正な処理を推進するため排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する管理票のことで、これまでの紙製の管理票に代えて、ネットワーク上で、管理票の情報を電子データによってやりとりする制度。
建設発生土情報交換システム	建設残土が発生する、また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事発注者に提供するシステム。
エコショップ	ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店。
なにわエコ良品 (大阪府認定リサイクル製品)	大阪府内で排出された循環資源を使用して、日本国内のプラントで再生した製品のうち、循環資源の使用率等大阪府が定める基準に適合するものとして大阪府が認定したリサイクル製品。
大阪府グリーン調達方針	「国等による環境物品等の調達に関する法律」(通称「グリーン購入法」)第10条の規定に基づき、大阪府が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針。
バイオコークス	二酸化炭素の排出量が実質ゼロで、石炭と代替えできる植物性の固形燃料のこと。
大阪府リサイクルシステム認定制度	府内市町村で処理が困難な循環資源の収集運搬からリサイクルの実施までの一連の適正なリサイクルシステムを、申請により知事が認定する制度。現在、廃棄物処理法に基づく許可等を受けた業者による家電4品目のリサイクルシステムを認定。
再生事業者登録制度	廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として知事の登録を受けることができるもの。
廃棄物の多量排出事業者制度	産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する者(多量排出事業者)に対し、廃棄物の処理計画書及びその計画の実施状況報告書を作成し、当該事業場が存在する区域を所管する大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市又は東大阪市に提出させる制度。
P C B	P C BはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称である。P C Bは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コブラナーパーC B (コブラナーとは、共平面状構造の意味)と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされる。
アスベスト	アスベスト(石綿)は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されてきた。主な用途としては、紡織品、摩擦材、石綿板紙、石綿スレート、電気絶縁材、石綿セメント製品、断熱・防音材(吹付けアスベスト等)等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。廃棄物処理法では、アスベストを含む飛散性の廃棄物を特定有害産業廃棄物、非飛散性のものであってもアスベストを0.1%以上含むものを石綿含有廃棄物と位置づけて、それぞれ特別な処理の方法を定めている。
感染性廃棄物	医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いているおそれのある廃棄物。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなどがこれにあたり、収集運搬、処分の方法について基準が定められている。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾラジオキシン(P C D D)、ポリ塩化ジベンゾフラン(P C D F)及びコブラナーポリ塩化ビフェニル(コブラナーパーC B)の総称であり、P C D Dは75種類、P C D Fは135種類、コブラナーパーC Bは十数種類の異性体が存在する。これらは、物の燃焼の過程や農薬の製造等において非意図的に生成し、毒性は、急性毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる。ダイオキシン類の量は、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数(T E F: Toxic equivalency Factor)を用いて、毒性等量(T E Q: Toxic Equivalency Quantity)として算出される。

P.9~10 全てのいのちが共生する社会の構築

用語	解説
モニタリング	監視すること。観察し、記録すること。
エコロジカルネットワーク	生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカル・ネットワークといふ。
保安林	保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
鳥獣保護区	旧称禁猟区。禁猟区は狩猟を禁止して野生鳥獣を増やす区域。鳥獣の増殖事業としては積極的であるので積極的に保護増殖を図るべく制度化したものが鳥獣保護区。
自然海浜保全地区	貴重な自然海浜を保全し、その適正な利用の促進を図るために、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。
レッドデータブック	絶滅の危機に瀕(ひん)している野生生物の現状を記録した資料集。
府民の森	府民の森とは、大阪の東の端に位置する金剛生駒紀泉国定公園の主要な地点に大阪府が整備したもの。府民の森は9つの園地があり全体面積は556ha、甲子園球場の約138倍の広さがある。
ワンド	ワンド(または、湾処)は、川の本流と繋がっているが、河川構造物などに囲まれて池のようになっている地形のこと。
府立自然公園	都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした自然公園法に基づき、都道府県知事が指定することができるとしており、大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる北摂10地区を「大阪府立北摂自然公園」として指定している。
藻場	藻場とは大型水生植物が群落状に生育する場所の総称をいう。
マーブルビーチ	府営りんくう公園の大理石の玉石を敷き詰めた海岸。
大阪湾窪地	昭和30年代後半から大阪湾岸開発の埋立用土砂を海底から掘削した際にできたもの。窪地内はヘドロが堆積し、夏場を中心に「貧酸素水塊」が発生し、青潮の原因の一つと言われる。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
針広混交林化	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
共生の森	大阪湾ベイエリアに広がる廃棄物処分跡地「堺第7-3区」。その一部(約100ha)において、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により、自然の力を活かしながら長い時間かけて、森林・ビオトープ空間などの自然環境を創出再生する取り組み。
シカ、イノシシ保護管理計画	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、総合的なシカ、イノシシ対策を講じようとするもの。特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図り、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定するもの。
アライグマ防除実施計画	アライグマによる種々の被害を防止し、生物多様性を保全することを目的に、『外来生物法』に基づく『大阪府アライグマ防除実施計画』を策定し、市町村と連携して科学的・計画的な防除を積極的に行うもの。
泉佐野丘陵緑地整備	泉佐野丘陵緑地は、大阪府南部の泉佐野市にある府営公園で、環境に配慮し、地域の活性化に寄与する公園として、参画した府民や企業と一緒に整備を進めている。
アドトリバーパー	アドトリバーパーとは、市民団体や企業などの方々による河川の自発的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援するためのプログラムです。「アドプト(adopt)」とは、養子にすると言う意味。

P.11~14 健康で安心して暮らせる社会の構築

用語	解説
二酸化窒素	空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。
環境保全目標	府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

粒子状物質（PM）	一般的にはマイクロメートル単位の固体や液体の粒のことをいう。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じる。
流入車規制	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例により排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止するもの。
揮発性有機化合物（VOC）	VOCは揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称。揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。
BOD（生物化学的酸素要求量）	河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求める。単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。
DO（溶存酸素）	水中に溶けている酸素を示す。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。また、水温が高いほど、気圧が低いほど、また、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。1気圧、20度での純水の溶存酸素量は約9mg/lである。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。藻類が着しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
COD（化学的酸素要求量）	海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したもの。単位は一般的にmg/Lを用い、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
栄養塩	植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、けい酸塩・りん酸塩・しょう酸塩・亜しょう酸塩等を総称して栄養塩または栄養塩類という。海水は栄養塩の希薄溶液であり、通常その量の不足が植物プランクトン等の増殖の制約要因となっている。一般に表層では、植物プランクトンに消費されて栄養塩が少ない。湧昇域等、栄養塩に富んだ下層の水が表層にもたらされる海域が、好漁場となるのはそのためである。
第7次総量削減計画	「水質汚濁防止法」第4条の3に基づき、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域に流入する汚濁物質（化学的酸素要求量）総量を削減するため、関係自治体が国の定める総量削減基本方針に沿って、それぞれの削減目標量を決め、それを達成するための施策等を掲げた総量削減計画を定めている。
総量規制	一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では、排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの。水質汚濁では、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は、硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCODについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。
PRTR法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質把握管理促進法：化管法）は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止すること目的として制定されました。
第1種指定化学物質	PRTR制度の対象となる化学物質は、本法上「第一種指定化学物質」として定義されています。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として、計462物質が指定されています。そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として15物質が指定されている。
NOx・PM法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法のこと。
自動車管理計画書	大阪府内の対象となる地域に使用的本拠の位置を有する自動車を30台以上使用している事業者の方は、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）を抑制するため「自動車使用管理計画書」等を作成し、知事等に提出することが義務付けられている。
グリーン配達	物品の輸配送に環境への負荷の少ない車（低公害車、ガソリン自動車、LPG（液化石油ガス）自動車など）を使用すること。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの污水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどをを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
農業集落排水	小規模で散在する農業集落に配慮した污水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。
海底耕耘	海底に酸素を供給して有機物の分解を促進し、窒素・リンなどの栄養塩を溶出させ、底質の改善を図ることを目的とし海底泥を攪拌すること。
大阪府化学物質管理制度	国のPRTR制度（化学物質排出・移動量届出制度）による従来の届出に加えて、改正条例による化学物質管理制度に基づく届出をするなど化学物質の自主管理に向けた積極的な取組みで、条例による対象事業者は届出が必要。

リスクコミュニケーション	安全など事業活動にかかるリスクは、少ないことが望ましいが、リスクをゼロにすることはできないため、上手にリスクとつきあっていくことが重要となる。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要。そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要。であり、これをリスクコミュニケーションといふ。
レスポンシブルケア	化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動を展開しています。この活動を『レスポンシブル・ケア（Responsible Care）』と呼んでいます。

P.19 環境施策の体系

用語	解説
環境影響評価	事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。